

1. プログラム別表1の該当部分

番号	1201
構造改革特区において実施可能な特例措置	公有水面埋立地における用途変更、権利の移転・設定の許可手続きの運用改善、大臣協議の処理期間の短縮
特例措置を講じるに当たっての条件	特区制度の趣旨・目的に沿うような用途変更、権利の移転・設定であって、埋立地の利権化及び乱開発を目的とするものでないこと並びに環境保全上著しく影響を及ぼすものではないこと。

2. 基本方針中「政府が講ずべき措置についての計画」に記載する内容

	所管省庁の修正案	構造改革特区推進室からの再検討要請事項	所管省庁による回答
特定事業の名称	用途変更、権利の移転・設定の許可手続きの緩和による公有水面埋立地の利用の促進事業	(その他の内容の整理をまって調整)	
措置区分	通知		
特例を講ずべき法令等の名称及び条項	-		

<p>特例を講ずべき 法令等の現行規定</p>	<p>公有水面埋立法第29条第2項及び第27条第2項の許可基準の一つである「已むことを得ざる事由あること」については、これまで、用途変更の場合には、「埋立を行った者自らの原因ではなく、社会・経済状況の変化による外部的要因による場合」、権利の移転・設定の場合には、「会社の経営不振により継続的な土地利用が困難と認められる場合」等に限定するなど、極めて厳格に運用している。</p> <p>また、大臣協議の処理期間については、受理から通知まで約1月を要している。</p>		
-----------------------------	--	--	--

【再検討要請への回答】

<p>特例措置の内容</p>	<p>環境保全上著しく影響を及ぼすものでないもの並びに埋立地の利権化及び乱開発を目的とするものでないものなど他の許可基準に該当し、早期に埋立地の有効利用を行うことにより臨海部の活性化を図る場合には、「已むことを得ざる事由あること」に該当することとする。 また、大臣協議の処理期間については、受理から通知まで2週間（土日祝祭日を除く。）とする。</p>	<p>・今回の修正文であきらかにされたように「他の許可基準に該当」することについては、法第27条及び第29条に基づく特例であることから明らかに求められることであり、殊更に記述する必要はないのではないかと。また、この場合、「早期に埋立地の有効利用を行うことにより臨海部の活性化を図る場合」に該当するか否かのみが判断されることとなるが、この判断は地方公共団体に委ねられることと解してよいか。 ・上記を踏まえると、特例措置の内容は、「地方公共団体が早期に埋立地の有効利用を行うことにより臨海部の活性化の必要があると認めて、構造改革特別区域計画を申請し、認定された場合には、公有水面埋立法第27条第2項及び第29条第2項の許可の基準において、「已むことを得ざる事由あること」に該当することとする。」というものでよいか。</p>	<p>貴見のとおり。</p>
<p>実施主体</p>	<p>用途変更については、埋立地の所有権を取得した者、権利の移転・設定については、埋立地の権利の移転・設定の当事者</p>	<p>(その他の内容の整理をまって調整)</p>	
<p>想定対象地域</p>	<p>当該地域内における竣功認可の告示後10年以内の埋立地において、埋立地の有効利用によって、臨海部の活性化を促進する必要がある地域</p>		

【再検討要請への回答】

同意の要件（特例措置に伴う弊害を防止するための措置）	特になし		
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし		

1. プログラム別表1の該当部分

番号	
構造改革特区において実施可能な特例措置	1202
特例措置を講じるに当たっての	公有水面埋立地における用途変更が可能な用途の通知による明確化
	-

2. 基本方針中「政府が講ずべき措置についての計画」に記載する内容

	所管省庁の修正案	構造改革特区推進室からの再検討要請事項	所管省庁による回答
特定事業の名称	用途変更が可能な用途の明確化による公有水面埋立地の利用の促進事業	(その他の内容の整理をまって調整)	
措置区分	通知		
特例を講ずべき法令等の名称及び条項	公有水面埋立法の一部改正について(昭和49年6月14日港管第1580号、河政発第57号)		
特例を講ずべき法令等の現行規定	埋立地の用途は、埋立てによって造成される土地の利用を特定したものであり、免許にあたり、埋立ての必要性を判断するうえで最も重要な事項の一つであることから、なるべく具体的に特定する必要がある。このため、埋立地の用途については港湾計画の土地利用区分より詳細な区分を行い、工業用途については、総務省日本標準産業分類の大分類又は中分類により定めている。		

【再検討要請への回答】

<p>特例措置の内容</p>	<p>特区内において、現在の産業分類にない新しい産業が立地してくることも考えられ、埋立地の用途については、従来の用途区分では特定が困難な利用形態や複合的な土地利用に対応する用途として、例えばリサイクル産業が立地できるような用途を示すこととする。</p>	<p>・貴省の回答では、「リサイクル産業以外の要望が地方公共団体からなかったため、その他のものは特に例示しない」とあるが、「従来の用途区分では特定が困難な利用形態や複合的な土地利用に対応する用途」に該当するものは貴省ではリサイクル産業に対応するもの以外に全く想定できないということか。地方公共団体からの要望がなくても、想定されるものがあれば、明示すべきではないか。</p>	<p>・現在のところ想定されるものはない。</p>
<p>実施主体</p>	<p>埋立地の所有権を取得した者</p>	<p>(その他の内容の整理をまって調整)</p>	
<p>想定対象地域</p>	<p>当該地域内における竣功認可の告示後10年以内の埋立地において、埋立地の有効利用によって、臨海部の活性化を促進する必要がある地域</p>		
<p>同意の要件（特例措置に伴う弊害を防止するための措置）</p>	<p>特になし</p>		
<p>特例措置に伴い必要となる手続き</p>	<p>特になし</p>		

1. プログラム別表1の該当部分

番号	1203
構造改革特区において実施可能な特例措置	行政財産である港湾施設の民間への貸付け可能化
特例措置を講じるに当たっての条件	構造改革特区地域内の重要港湾において、特定の公共埠頭の一体的・効率的な運営事業を行おうとする民間事業者が、事業計画を作成し、公共性を担保するための手続を経た上で、港湾管理者が当該事業計画を認定すること。

2. 基本方針中「政府が講ずべき措置についての計画」に記載する内容

	所管省庁の修正案	構造改革特区推進室からの再検討要請事項	所管省庁による回答
特定事業の名称	特定埠頭運営効率化推進事業		
措置区分	法律		
特例を講ずべき法令等の名称及び条項	港湾法第54条第1項、第55条第1項 北海道開発のためにする港湾工事に関する法律第4条第2項 沖縄振興特別措置法第108条第6項、第8項		

<p>特例を講ずべき 法令等の現行規定</p>	<p>港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）（抜粋）</p> <p>第五十四条 前条に規定する場合の外、第五十二条に規定する港湾工事によつて生じた港湾施設（港湾の管理運営に必要な土地を含む。）は、国土交通大臣（国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第三条の規定による普通財産については財務大臣）において港湾管理者に貸し付け、又は管理を委託しなければならない。</p> <p>第五十五条 港湾管理者が設立されたときは、その時において国の所有又は管理に属する港湾施設で、一般公衆の利用に供するため必要なもの（航行補助施設を除く。）は、港湾管理者に譲渡し、貸し付け、又は管理を委託しなければならない。</p>		
-----------------------------	--	--	--

	<p>北海道開発のためにする港湾工事に関する法律（昭和二十六年法律第七十三号）（抜粋）</p> <p>第四条</p> <p>2 前条第一項に規定する港湾工事によつて生じた土地又は工作物（前項の規定により譲渡するものを除く。）のうち、公用のため国において必要なものを除き、港湾施設となるべきもの及び港湾の管理運営に必要なものは、これを港湾管理者に管理を委託しなければならない。</p>		
	<p>沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）（抜粋）</p> <p>第一百八条</p> <p>6 第一項に規定する港湾工事によつて生じた土地又は工作物（公用に供するため国が必要とするもの及び前項の規定により譲渡するものを除く。）のうち、港湾施設となるべきもの及び港湾の管理運営に必要なものは、港湾管理者に管理を委託しなければならない。</p> <p>8 港湾管理者が設立された時において国の所有又は管理に属する港湾施設（航行補助施設及び公用に供するため国が必要とするものを除く。）は、港湾管理者に譲渡し、又は管理を委託しなければならない。</p>		

<p>特例措置の内容</p>	<p>1 地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域内の港湾（港湾法第二条第二項に規定する重要港湾に限る。以下同じ。）において、特定埠頭（同一の者により一体的に運営される岸壁その他の係留施設及びこれに附帯する荷さばき施設その他の国土交通省令で定める係留施設以外の港湾施設をいう。以下同じ。）の運営を行う事業で当該港湾の効率的な運営に特に資するものとして国土交通省令で定めるもの（以下「特定埠頭運営効率化推進事業」という。）のうち、当該港湾の港湾管理者（同法第二条第一項に規定する港湾管理者をいう。以下同じ。）が当該港湾の港湾計画（同法第三条の三第一項に規定する港湾計画をいう。）に適合することその他の国土交通省令で定める要件に該当するものと認められた者（以下「事業者」という。）が実施するものを促進する必要があると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該港湾管理者は、国有財産法第十八条第一項又は地方自治法第二百三十八条の四第一項の規定にかかわらず、当該事業者が実施する特定埠頭運営効率化推進事業の用に供するため、行政財産（国有財産法第三条第二項又は地方自治法第二百三十八条第三項に規定する行政財産をいう。）である特定埠頭を当該事業者に貸し付けることができる。</p>	<p>・省令に委任されている事項の全ての内容を速やかに明らかにすること。</p>	
----------------	--	--	--

	<p>2 上記1の規定による貸付けについては、民法第六百四条並びに借地借家法第三条及び第四条の規定は、適用しない。</p> <p>3 国有財産法第二十一条、第二十三条及び第二十四条並びに地方自治法第二百三十八条の二第二項及び第二百三十八条の五第三項から第五項までの規定は、上記1の規定による貸付けについて準用する。</p> <p>4 上記1の規定により港湾管理者が行政財産である特定埠頭を事業者に貸し付ける場合における港湾法第四十六条第一項の「港湾管理者は、その工事の費用を国が負担し又は補助した港湾施設を譲渡し、担保に供し、又は貸し付けようとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければならない。但し、国が負担し、若しくは補助した金額に相当する金額を国に返還した場合、又は貸付を受けた者が、その物を一般公衆の利用に供し、且つ、その貸付が三年の期間内である場合はこの限りでない。」の規定の適用については、同項中「、又は貸付を受けた者が、その物を一般公衆の利用に供し、且つ、その貸付が三年の期間内である場合」とあるのは、「、貸付けを受けた者が、その物を一般公衆の利用に供し、かつ、その貸付けが三年の期間内である場合、又は構造改革特別区域法第四条第八項の規定により認定（同法第六条第一項の規定による変更の認定を含む。）を受けた場合」とする。</p>		
--	--	--	--

【再検討要請への回答】

	<p>5 港湾管理者は、特定埠頭を貸し付ける者が上記1の国土交通省令で定める要件に該当するものと認めるに当たっては、国土交通省令で定めるところにより、公告、縦覧その他の当該貸付けが公正な手続に従って行われることを確保するために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>6 上記5に定めるもののほか、特定埠頭の貸付けに関し必要な事項は、国土交通省令で定める。</p>		
実施主体	特定埠頭運営効率化推進事業を行う者	(その他の内容の整理をまって調整)	
想定対象地域	重要港湾		
同意の要件（特例措置に伴う弊害を防止するための措置）	構造改革特別区域法第14条で定める所定の手続に則り、港湾計画に適合すること等の要件に該当すると港湾管理者が認めた者が実施する特定埠頭運営効率化推進事業が構造改革特別区域計画に記載されていること。	「構造改革特別区域法第14条で定める所定の手続に則っていること」とされたい。	ご指摘の通り修正する。
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし。		

1. プログラム別表1の該当部分

番号	1204
構造改革特区において実施可能な特例措置	自動車荷役時やテスト走行時の仮ナンバー（回送運行許可番号標）の表示の緩和
特例措置を講じるに当たっての条件	特区内の各地方運輸局長が運行目的、距離等を総合的に勘案して判断する特定区間の回送運行に限るとともに、車両に傷のつかない回送運行許可番号標を使用するという適切な代替措置が講じられ、当該措置が厳格に担保されること。

2. 基本方針中「政府が講ずべき措置についての計画」に記載する内容

	所管省庁の修正案	構造改革特区推進室からの再検討要請事項	所管省庁による回答
特定事業の名称	自動車荷役時やテスト走行時の仮ナンバー（回送運行許可番号標）の表示の緩和事業	(その他の内容の整理をまって調整)	
措置区分	省令		
特例を講ずべき法令等の名称及び条項	道路運送車両法施行規則第26条の3、第26条の5、第26条の6		
特例を講ずべき法令等の現行規定	回送運行許可番号標及びこれに記載された番号の表示は、自動車の運行中回送運行許可番号標に記載された番号が判読できるように、回送運行許可番号標を自動車の前面及び後面の見やすい位置に確実に取り付けることによる。		

【再検討要請への回答】

<p>特例措置の内容</p>	<p>道路運送車両法第36条の2に基づく回送運行許可事業者に対し、特区内の特定区間に限り、車両に傷のつかない回送運行許可番号標の使用を認める。</p>	<p>・別途の番号標の使用を国土交通大臣が「認める」と、特区計画の認定に係る同意において国土交通大臣が判断することとの関係が分かるように記述すること。</p>	<p>「当該区域が、国際自動車専用船が発着する埠頭を含み、かつ、構造改革特別区域法第4条第2項の構造改革特別区域計画に定めた当該特例を適用する運行区間が、その道路や通行車両の状況、周辺環境から主として自動車専用船から陸揚げされた自動車の駐車場、整備工場、その他関係施設への回送又は自動車専用船に積み込む自動車の回送の用に供されていると地方公共団体が認め、特区として認定された後、道路運送車両法第36条の2に基づく回送運行許可事業者に対し、当該区間に限り使用できる回送運行許可番号標を別途定め、その使用を認める。」に修正する。</p>
<p>実施主体</p>	<p>道路運送車両法第36条の2に基づく回送運行許可事業者</p>	<p>(その他の内容の整理をまって調整)</p>	
<p>想定対象地域</p>	<p>国際自動車専用船が発着する港湾埠頭を含む地域</p>		
<p>同意の要件（特例措置に伴う弊害を防止するための措置）</p>	<p>当該区域が、国際自動車専用船が発着する埠頭を含み、かつ、構造改革特別区域法第4条第2項の構造改革特別区域計画に定めた当該特例を適用する運行区間が、主として自動車専用船から陸揚げされた自動車の整備工場等への回送又は自動車専用船に積み込む自動車の回送の用に供されていると地方運輸局長が認める要件を満たしていること。</p>	<p>・貴省の回答では、左の要件が同意にあたって判断されるべき理由が述べられていない。特区計画で運行区間を特定し、当該区間が自動車の陸揚げ港から自動車整備工場までになっていることが確保されれば足りるのであって、これについては地方公共団体の判断に委ねることが可能なのではないか。</p>	<p>「特になし」に修正する。</p>

【再検討要請への回答】

<p>特例措置に伴い必要となる手続き</p>	<p>当該特例措置を希望する回送運行許可事業者は、従来どおり地方運輸局長から道路運送車両法第36条の2に基づく回送運行の許可を受けた後、運行目的等を明らかにし、車両に傷のつかない回送運行許可番号標を使用する。</p>	<p>特例に応じて追加される手続きでなければ記述する必要はない。</p>	<p>「当該特例措置を希望する回送運行許可事業者は、管轄の運輸支局長への回送運行許可証の交付及び回送運行許可番号標の貸与手続きの際、運行区間ごとに貸与を受けようとする回送運行許可番号標の種類（現行の番号標と別途定めるものとの別）と数を明示して申請する。」に修正する。</p>
------------------------	--	--------------------------------------	---

【再検討要請への回答】

1. プログラム別表1の該当部分

番号	1205
構造改革特区において実施可能な特例措置	重量物輸送の車両総重量規制の緩和
特例措置を講じるに当たっての条件	<p>車両、貨物の特殊性が認められ、かつ、特定のルートを走行すること、道路構造に悪影響を与えないこと、費用負担を含む道路の適切な管理が行われること等について適切な措置が講じられ、当該措置が厳格に担保されること。</p> <p>なお、個別の許可に当たっては、各道路管理者及び各地方運輸局長が車両、貨物の特殊性、代替措置の確実性等について総合的に勘案して判断。</p>

2. 基本方針中「政府が講ずべき措置についての計画」に記載する内容

	所管省庁の修正案	構造改革特区推進室からの再検討要請事項	所管省庁による回答
特定事業の名称	重量物輸送支援事業	(その他の内容の整理をまって調整)	
措置区分	通知		
特例を講ずべき法令等の名称及び条項	特殊車両通行許可限度算定要領について（昭和53年12月1日付け道路交通管理課長通達）等		
特例を講ずべき法令等の現行規定	許可車両の許可限度重量は、「特殊車両通行許可限度算定要領」に定める方法により算定する。		

【再検討要請への回答】

<p>特例措置の内容</p>	<p>実施主体が道路法（昭和27年法律第180号）第47条の2の規定に基づく特殊車両通行許可申請を行った際に、橋・高架の道路その他これらに類する構造の道路を含まない経路を通行し、軸重が車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項に規定する値を超えない車両で、かつ、必要に応じて特区計画を作成する地方公共団体又は実施主体が舗装の維持、修繕その他の管理に要する費用の一部を負担すること、車両の運行状況を道路管理者に報告すること等の道路を適切に管理するための措置が、特区計画を作成する地方公共団体又は実施主体の責任において確実に実施されると認められる場合は、各道路管理者が行う特殊車両通行許可の審査に当たって、総重量の審査を行わない。</p>	<p>「必要に応じて～一部を負担する」とは、どのような場合に、どの程度負担することとなるのかを具体的に記述すること</p> <p>「確実に実施されると認められる」とは、どのように判断されるのか、具体的に記述すること</p>	<p>について （回答）例えば、車両総重量規制の緩和を受けた車両の通行により、各道路管理者が通常業務として実施する舗装の維持、修繕その他の管理を超える措置が必要となった場合等には、当該超過分に係る費用を負担すること等が考えられる。</p> <p>について （回答）例えば、各道路管理者と特区計画を作成する地方公共団体又は実施主体との間で道路の管理に関する協定を締結すること又は措置の実施を特殊車両通行許可の条件とすること等により道路管理者が判断することとなる。</p>
<p>実施主体</p>	<p>運送事業者等</p>	<p>(その他の内容の整理をまって調整)</p>	
<p>想定対象地域</p>	<p>特になし</p>		
<p>同意の要件（特例措置に伴う弊害を防止するための措置）</p>	<p>特になし</p>		
<p>特例措置に伴い必要となる手続き</p>	<p>特になし</p>		

1. プログラム別表1の該当部分

番号	1205
構造改革特区において実施可能な特例措置	重量物輸送の総重量規制の緩和
特例措置を講じるに当たっての条件	<p>車両、貨物の特殊性が認められ、かつ、特定のルートを走行すること、道路構造に悪影響を与えないこと、費用負担を含む道路の適切な管理が行われること等について適切な措置が講じられ、当該措置が厳格に担保されること。</p> <p>なお、個別の許可に当たっては、各道路管理者及び各地方運輸局長が車両、貨物の特殊性、代替措置の確実性等について総合的に勘案して判断。</p>

2. 基本方針中「政府が講ずべき措置についての計画」に記載する内容

	所管省庁の修正案	構造改革特区推進室からの再検討要請事項	所管省庁による回答
特定事業の名称	重量物輸送支援事業	(その他の内容の整理をまって調整)	
措置区分	通知		
特例を講ずべき法令等の名称及び条項	基準緩和自動車の認定要領について (平成9年9月19日付け自動車交通局長通達)		
特例を講ずべき法令等の現行規定	<p>第3 基準緩和の認定を申請することができる自動車</p> <p>基準緩和の認定の申請は、次の各号のいずれかに該当する自動車について、使用者を特定して行うことができる。</p> <p>(1) 長大又は超重量で分割不可能な単体物品(以下、単に「物品」という。)を輸送することができる構造を有する自動車(けん引自動車を除く。)</p>		

<p>特例措置の内容</p>	<p>従前、長大又は超重量で分割不可能な単体物品を輸送する場合に車両総重量にかかる保安基準の規定の緩和を受けることができたが、構造改革特別区域内においてはこれに限らず、重量物輸送支援事業により特殊車両通行許可を受けることが確実にすることを道路管理者により確認された車両は、車両総重量にかかる保安基準の規定の緩和を受けることができることとする。</p>	<p>・「重量物輸送支援事業により特殊車両通行許可を受けることが確実にすることを道路管理者により確認された車両」とあるが、特殊車両通行許可の特例と連動することを意味するのか。この際、「確実にすることを道路管理者により確認」とあるのは、特殊車両通行許可が下りる前に、道路管理者による事前確認がなされ、なんらかの書面が示されることを意味するのか。そうであれば、その旨を明示されたい。</p>	<p>「重量物輸送支援事業により特殊車両通行許可を受けることが確実にすることを道路管理者により確認された車両」とあるが、特殊車両通行許可の特例と連動することを意味するのか。</p> <p>(回答) 従来から長大又は超重量で分割不可能な単体物品を輸送する場合には車両総重量にかかる保安基準の緩和認定と共に特殊車両通行許可がなければならないことになっている。本件に関して構造改革特別区域内においても同様に、基準緩和車両は特殊車両通行許可がなければ運行ができないため、特殊車両通行許可の手続きと連携して基準緩和認定を行うこととしている。</p>
----------------	---	---	---

【再検討要請への回答】

			<p>「确实であることを道路管理者により確認」とあるのは、特殊車両通行許可が下りる前に、道路管理者による事前確認がなされ、なんらかの書面が示されることを意味するの か。</p> <p>(回答) 構造改革特別区域内において、認定を受けようとする者は、保安基準緩和認定と特殊車両通行許可の申請が必要である。本事業において特殊車両通行許可を受けるためには必要に応じて特区計画を作成する地方公共団体又は実施主体が舗装の維持、修繕その他の管理に要する費用の一部を負担すること等が前提となっていることから、保安基準緩和認定をするためには特殊車両通行許可において車両総重量規制が緩和される要件を満たしていることを確認する連絡を受ける必要がある。 連絡方法については検討中</p>
実施主体	重量物を輸送するための被けん引車の使用者	(その他の内容の整理をまって調整)	
想定対象地域			
同意の要件(特例措置に伴う弊害を防止するための措置)	特になし		
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし		

1. プログラム別表1の該当部分

番号	1206
構造改革特区において実施可能な特例措置	NPOによるボランティア輸送において、有償運送を可能化
特例措置を講じるに当たっての条件	全国で本格実施するための3ヶ月程度の先行実施であること。 旅客輸送の安全確保及び利用者の利益利便の保護を十分図ることを基本とし、特区の性格、当該地域の特性等を勘案しつつ、タクシー等を補完する形でNPOが福祉目的に限定した輸送を行うものであること、地方公共団体が一定以上責任を有する体制になっていること等一定の条件を満たすこと。また、当該地方公共団体を含む運営協議の場を設けて先行実施の管理を行い、先行実施の結果判明した問題点等については速やかに関係者に報告させる体制を整えることとする等利用者の視点にも十分配慮すること。

2. 基本方針中「政府が講ずべき措置についての計画」に記載する内容

	所管省庁の修正案	構造改革特区推進室からの再検討要請事項	所管省庁による回答
特定事業の名称	NPOによるボランティア輸送についての有償運送可能化事業	(その他の内容の整理をまって調整)	
措置区分	通知		
特例を講ずべき法令等の名称及び条項	道路運送法第4条及び第80条第1項		

【再検討要請への回答】

<p>特例を講ずべき法令等の現行規定</p>	<p>一般旅客自動車運送事業を営もうとする者は国土交通大臣の許可を受けなければならない。 自家用自動車は、有償で運送の用に供してはならない。ただし、災害のため緊急を要するとき、又は公共の福祉を確保するためやむを得ない場合であって国土交通大臣の許可を受けたときは、この限りでない。</p>		
<p>特例措置の内容</p>	<p>以下の要件を満たす場合に、全国実施に3ヶ月程度先行して、高齢者、身体障害者等移動制約者に係るNPOによる有償運送を可能とする。 ・旅客輸送の安全確保及び利用者の利益利便の保護を十分図ることを基本とし、特区の性格、当該地域の特性等を勘案しつつ、タクシー等を補完する形でNPOが福祉目的に限定した輸送を行うものであること、地方公共団体が一定以上責任を有する体制になっていること等一定の条件を満たすこと。また、当該地方公共団体を含む運営協議の場を設けて先行実施の管理を行い、先行実施の結果判明した問題点等については速やかに関係者に報告させる体制を整えることとする等利用者の視点にも十分配慮すること。 それぞれの具体的な要件については、「スペシャル・トランスポート・サービス(STS)実証実験」の結果を踏まえて定めることとしており、現在鋭意検討中である。</p>	<p>・具体的な要件について明らかにするよう引き続き検討されたい。</p>	
<p>実施主体</p>	<p>NPO</p>	<p>(その他の内容の整理をまって調整)</p>	

【再検討要請への回答】

<p>想定対象地域</p>	<p>高齢者、障害者等の輸送について、当該輸送の需要及び供給を勘案し、タクシー等を補完する形での輸送が必要であると認められる地域</p>		
<p>同意の要件（特例措置に伴う弊害を防止するための措置）</p>	<p>上記特例措置の内容に記述されている要件を満たすこと。</p>	<p>・具体的な要件を明らかにした上で、同意の要件とする必要性を示されたい。また、何らかの要件として課す必要性が認められた場合においても、地方公共団体の判断に委ねられないかを検討されたい。</p>	<p>計画認定前に課す要件はないため、「特になし。」と修正する。</p>
<p>特例措置に伴い必要となる手続き</p>	<p>上記特例措置の内容に記述されている要件を満たすこと。</p>	<p>特例に応じて追加される手続きでなければ記述する必要はない。</p>	<p>特例に応じて、運営協議の場を設けることが必要となってくることから、「当該地方公共団体を含む運営協議の場を設けて先行実施の管理を行い、先行実施の結果判明した問題点等については速やかに関係者に報告させる体制を整えることとする等利用者の視点にも十分配慮すること。」と修正する。</p>

1. プログラム別表1の該当部分

番号	1207
構造改革特区において実施可能な特例措置	交通機関空白の過疎地において、生活交通確保のための有償運送を可能化
特例措置を講じるに当たっての条件	全国で本格実施するための3ヶ月程度の先行実施であること。 先行実施に際しては、旅客輸送の安全確保及び利用者の利益利便の保護を十分図ることを基本とし、特区の性格、当該地域の特性等を勘案しつつ、客観的にみて公共交通機関の利用が困難である地域であること、地方公共団体が一定以上責任を有する体制になっていること等一定の条件を満たすこと。また、当該地方公共団体を含む運営協議の場を設けて先行実施の管理を行い、先行実施の結果判明した問題点等については速やかに関係者に報告させる体制を整えることとする等利用者の視点にも十分配慮すること。

2. 基本方針中「政府が講ずべき措置についての計画」に記載する内容

	所管省庁の修正案	構造改革特区推進室からの再検討要請事項	所管省庁による回答
特定事業の名称	交通機関空白の過疎地における有償運送可能化事業	(その他の内容の整理をまって調整)	
措置区分	通知		
特例を講ずべき法令等の名称及び条項	道路運送法第4条及び第80条第1項		

【再検討要請への回答】

<p>特例を講ずべき法令等の現行規定</p>	<p>一般旅客自動車運送事業を営もうとする者は国土交通大臣の許可を受けなければならない。 自家用自動車は、有償で運送の用に供してはならない。ただし、災害のため緊急を要するとき、又は公共の福祉を確保するためやむを得ない場合であって国土交通大臣の許可を受けたときは、この限りでない。</p>		
<p>特例措置の内容</p>	<p>以下の要件を満たす場合に、全国実施に3ヶ月程度先行して、交通機関空白の地方公共団体における住民輸送について、地方公共団体等による有償運送を可能とする。 ・旅客輸送の安全確保及び利用者の利益利便の保護を十分図ることを基本とし、特区の性格、当該地域の特性等を勘案しつつ、客観的にみて公共交通機関の利用が困難である地域であること、地方公共団体が一定以上責任を有する体制になっていること等一定の条件を満たすこと。 また、当該地方公共団体を含む運営協議の場を設けて先行実施の管理を行い、先行実施の結果判明した問題点等については速やかに関係者に報告させる体制を整えることとする等利用者の視点にも十分配慮すること。 それぞれの具体的な要件については、「交通機関空白の過疎地における住民輸送実証実験」の結果を踏まえて定めることとしており、現在鋭意検討中である。</p>	<p>・具体的な要件について明らかにするよう引き続き検討されたい。</p>	<p>くわばら</p>
<p>実施主体</p>	<p>地方公共団体等</p>	<p>(その他の内容の整理をまって調整)</p>	

【再検討要請への回答】

想定対象地域	客観的にみて公共交通機関の利用が困難である地域		
同意の要件（特例措置に伴う弊害を防止するための措置）	上記特例措置の内容に記述されている要件を満たすこと。	・具体的な要件を明らかにした上で、同意の要件とする必要性を示されたい。また、何らかの要件として課す必要性が認められた場合においても、地方公共団体の判断に委ねられないかを検討されたい。	計画認定前に課す要件はないため、「特になし。」と修正する。
特例措置に伴い必要となる手続き	上記特例措置の内容に記述されている要件を満たすこと。	特例に応じて追加される手続きでなければ記述する必要はない。	特例に応じて、運営協議の場を設けることが必要となってくることから、「当該地方公共団体を含む運営協議の場を設けて先行実施の管理を行い、先行実施の結果判明した問題点等については速やかに関係者に報告させる体制を整えることとする等利用者の視点にも十分配慮すること。」と修正する。